

運賃改定に関する議論の整理

1 合意した事項

| 項目 | 内容 | 根拠 | 備考 |
|---------|-------|--|--|
| 基本運賃 | 150円 | ①ちゅうバスは交通不便地域の解消、交通弱者の外出支援等、路線バスとは異なる考え方で運営している。 ②運行間隔、運行時間帯、サービス内容、車両設備等、利便性に差があるため、路線バス初乗り運賃より低価格とする。 | ①ちゅうバスと路線バスが競合している区間においては、運賃が異なることが一つの不公平感であるが、ちゅうバスと路線バスの役割分担を明確化し、競合区間を少なくしていく方向で解消を図っていく。 |
| ICカード運賃 | 現金と同額 | ①金額を分ける根拠がない。 | |

2 意見がない又は意見に大きな相違がない事項

| 項目 | 内容 | 根拠 | 備考 |
|---------|--|---|---------------------|
| 障がい者割引 | 身体・精神・療育いずれかの手帳を乗車時に提示することで100円で利用可能とする。 | ①ちゅうバスの運行目的に交通弱者支援があり、対象者の自己負担は据え置く。 ②障がい者、子どもへの割引は他の多くの交通機関でも実施されている。 | ①市民に限定するかは検討の必要がある。 |
| 子ども割引 | 小学生は自己申告により100円で利用可能とする。 | | |
| ICカード割引 | 導入しない。 | ①基本運賃を150円とするため、過剰なサービスは実施しない。 ②そもそもちゅうバス分の割引額が算定できないため導入は難しい。 | |
| 回数券 | 割引率5%（21枚3000円）の回数券を発行する。 | ①ICカード割引を導入しない場合、無条件で利用できる割引制度がなくなる。 ②割引率は現状維持とする。 | |
| 未就学児 | 無料とする。 | ①現状維持とする。 | |
| 割引の重複 | 複数の割引対象に該当する場合も、100円とする。 | ①新たに導入する割引制度の趣旨は、対象者の負担を据え置くことであるから、現状以下の運賃とするケースは設けない。 | |

3 検討を要する事項

| 項目 | 論点 | 議論のポイント | 事務局案 |
|---------------|-------------------------|---|--|
| 割引制度の 市内限定 | 割引対象者の要件に、市民であることを加えるか。 | ①割引対象者を市民に限定することが適当かどうか。 ②運用上、市民に限定することが可能かどうか。 | ①割引は市の負担で行うことから、原則的には市民限定としたい。 ②障がい者、子どもに関しては、現実的に市民かどうか確認するのが難しいことに加え、周辺他市のコミュニティバスの同様の割引でも限定しない運用が多いことから、市民に限定しない。 ③高齢者に関しては、事務局案の方法をとった場合、証明書の交付対象を市民に限定することは可能で、周辺他市では独自証明書を用了た事例はほとんどないことから、高齢者割引を導入する場合には①の趣旨に鑑み市民に限定する。 |
| 高齢者割引 | 導入するかどうか。 | ①今後高齢化が進むと、市の負担が大きくなっていくので、人口予測を踏まえて検討する。 ②コミュニティバスは運行していること自体が支援であるので、割引は過剰との意見がある。 | ①自己負担が増えることで今までちゅうバスを使って外出していた高齢者が外出を控える事態は避けたいことから、高齢者への割引を導入し、100円据え置きとしたい。 |
| | 対象年齢を何歳からとするか。 | ①交通弱者支援として適切な年齢要件を検討する。 ②対象人数は市の負担に影響することから、人口予測も考慮する。 | ①高齢者のバス割引制度として一般的な東京都シルバーパスとあわせて、70歳以上を原案としている。 |
| | 証明方法をどうするか。 | ①利用者側、運営側双方の手間、コストを想定し、適当な方法を検討する。 ②年齢確認のできる書類で乗車のつど年齢の計算をするのは、運行への影響が大きく現実的でない。 | ①対象年齢を迎える市内の全対象者に証明書を発送する。 |